

町田市固定資産（土地）評価事務取扱要領を一部改正しました。

なお、改正の概要は、次のとおりです。

1 改正理由

令和3年度評価替えに伴い、関連する規定を整備する必要があるため、評価方法の見直しを行うため改正するものです。

2 改正内容

改正の内容は、次のとおりです。

- (1) ゴルフ場用地の評価に関する宅造費及び造成費に関する規定を改めます。(第2章第4節I関係)
- (2) 建築規制等にかかる補正適用時期を記載します。(第2章第7節関係)
- (3) 奥行価格補正率表を改めます。(第2章別表1関係)
- (4) 土地区画整理事業補正率表を改めます。(第2章別表2.2関係)
- (5) その他文言の整理を行います。

3 施行期日

令和3年4月1日から施行します。